

総会資料

第1号議案

令和5年度業務報告及び収支決算

1 令和5年度業務報告

(1) 総会、理事会等

定款第14条に規定する会議を次のとおり開催した。

区分	開催年月日	主な議事内容
第1回理事会	R05.04.10	・総会資料審議等
第53回通常総会	R05.04.17	・令和4年度業務報告及び収支決算 ・令和5年度業務計画（案）及び収支予算（案）
第2回理事会	R05.06.23	・森林部門技術士会の運営について
第3回理事会	R05.09.25	・森林部門技術士会の運営について
第4回理事会	R05.12.05	・森林部門技術士会の運営について
第5回理事会	R06.01.30	・森林部門技術士会の運営について（第54回総会について）

(2) 業務執行体制

ア 理事会構成

会長理事	黒川正美
副会長理事	内田 勉 石谷栄次
専務理事	城土 裕
常務理事	埋橋一樹 高木 茂
監 事	高橋純一 安藤伸博
理 事	綾木光弘 伊東秀美 大輪安信 奥谷由行 河崎弥生 川野康朗 木村礼夫 坂井敏純 櫻井正明 清水邦夫 高原 繁 田中賢治 辻 裕司 寺川 仁 堂本 整 中野裕司 西村和明 久道篤志 広田史子 宮下洋平 村田光司 安田伸生 山口 路 山科真一

イ 部会の設置

- ・業務を円滑に推進するため、部会を設置し運営した。

(各部会の担当業務)

部会名	担当業務
総務	森林部門技術士会の会計、技術士の活用及び他の部会に属さないことに関する こと
CPD	CPD研修全般の企画・調整に関すること
編集	機関紙「フォレストコンサル」の編集・発行に関すること
林業	
森林土木	
森林環境	
林産	研究例会及び現地研修会を実施する等会員の資質の向上、各種技術情報の収集、新技術の紹介及び普及啓発に関すること

(部会長及び担当理事)

部会名	部会長	担当理事
総務	城土 裕	石谷 栄次、埋橋 一樹、内田 勉
CPD	高原 繁	堂本 整、(高橋 純一)、辻 裕司
編集	田中 賢治	河崎 弥生、西村 和明、久道 篤志
林業	坂井 敏純	広田 史子、高木 茂、寺川 仁
森林土木	櫻井 正明	(安藤 伸博)、伊東 秀美、奥谷 由行、川野 康朗、堂本 整、安田 伸生
森林環境	中野 裕司	大輪 安信、宮下 洋平、山口 路、山科 真一
林産	綾木 光弘	石谷 栄次、河崎 弥生、木村 礼夫、清水 邦夫、村田 光司

()は監事

(3) 業務報告

ア 機関誌「フォレストコンサル」の発行

- ・会員相互の連携の強化、技術の向上と普及啓発、技術士制度の広報等を目的として、「フォレストコンサル」の第171号から第174号までを発行した。
- ・配布先は会員・準会員・購読会員・賛助会員のほか、国立国会図書館、林野庁、森林管理局、(国研)森林研究・整備機構、都道府県林務担当部局等である。
- ・創刊号から174号までの会誌「フォレストコンサル」を会員は、HP上の会員専用ページで閲覧出来るようにした。

イ 研究例会等

- ・会員の資質の向上、継続教育(CPD)として、各部会、各支部による研究例会を開催した。
- ・また、その概要を機関紙「フォレストコンサル」に掲載し、例会に参加できなかった会員への情報提供等を図った。

担当部会等	実施日	内 容	講 師 等
総会 特別講演	4月17日	「木のルネッサンス」と林業の将来	筑波大学 名誉教授 熊崎 実 氏
森林土木	6月23日	森林地帯における開発規制 ① 林地開発許可制度の見直しについて ② 盛土規制法の施行について	① 林野庁治山課森林土木専門官 村松義昭 氏 ② 林野庁治山課課長補佐 宮前 崇 氏
北海道支部	9月15日	現地見学会	① ウポポイ(民族共生象徴空間) ② 北海道大学苫小牧研究林
森林環境	9月25日	気候変動緩和・適応策としてのグリーンインフラの役割 : 森林の機能に着目して	北海道大学大学院農学研究院 教授 中村太士 氏
林産	12月1日	木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発 及び施設見学	① 森林総合研究所研究ディレクター 渋沢龍也 氏 ② 森林総合研究所木材機械加工研究室長 藤本清彦 氏 他
林業	1月30日	VUCAの時代における新たな森林管理システムの課題	京都先端科学大学バイオ環境学部 教授 田中和博 氏

ウ (公社) 日本技術士会における活動

(公社) 日本技術士会の理事会、部会長会議、委員会における活動に対し、本会理事等が参画した。

① 理事会	黒川 正美
② 部会長会議	城土 裕
③ 倫理委員会	櫻井 正明
④ 総務委員会	久道 篤志
⑤ 企画委員会	黒川 正美
⑥ 企画委員会	寺川 仁
⑦ 研修委員会	木村 礼夫
⑧ 広報委員会	高原 繁
⑨ 社会委員会	高橋 純一
⑩ 国際委員会	田中 賢治
⑪ 国際委員会	原田 佳代子
⑫ CPD 支援委員会	埋橋 一樹
⑬ 修習技術者支援委員会	辻 祐司
⑭ 青年技術士支援委員会	原田 佳代子
⑮ 防災支援委員会	内田 勉

エ (公社) 森林・自然環境技術教育研究センター (JAFEE) における活動

(公社) 森林・自然環境技術教育研究センターの監事として本会副会長石谷栄次氏が参画した。

オ 技術者教育認定制度に対する取り組み

「日本技術者教育認定機構 (JABEE)」の幹事学協会である「(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター (JAFEE)」のプログラム認定審査業務にあたり審査員の推薦等、積極的に参画した。

カ 技術士 (森林部門) の活用及び技術士受験奨励に関する要請活動 (令和5年10月10日)

技術士は科学技術分野における専門的知識及び応用能力を有する技術者として技術士法に基づいて認められた最高の国家資格であり、本会は技術士としての技術、識見及び技術者倫理を通じて広く森林、林業分野における社会貢献を目指す中で、林野庁長官及び環境省自然保護局長等に対し、以下の内容の要望書を提出し、技術士 (森林部門) の幅広い活用について要請を行った。

(内 容)

1 技術士 (森林部門) の3専門分野の積極的活用等

技術士 (森林部門) は、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の3専門分野を包含しており、「森林・林業基本計画」等に基づく「新たな花粉対策の展開と森林・林業・木材産業によるグリーン成長」の推進に当たって、30年後の花粉発生量の半減に向けた花粉症対策の展開に加えて、カーボンニュートラル等の実現に向けて川上から川下までの総合的な施策、具体的には林業・木材産業における生産基盤強化、林業のデジタル化・イノベーションの推進、建築用木材供給・利用の強化、木材需要の創出等、林業の担い手の育成・確保、収支をプラス転換する「新しい林業」の経営モデルの構築、山村の活性化に取組むほか、昨今の自然災害の多発化傾向を踏まえた減災・防災・復旧への取組をはじめとする行政目標の達成とともに、森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、以下の業務における積極的な活用や登用等に特段のご配慮を頂きたい。

また、森林環境譲与税を財源とした都道府県や市町村が実施する森林整備の促進、「地域林政アドバイザー制度」の活用等に当たっても技術士 (森林部門) との密接な連携が重要であり、

これら事業の実施に当たっても都道府県や市町村からの活用要望の提出・提案がより多くなさるようご配慮願いたい。

- (1) 森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定のほか、これまで取り組んできた地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画の策定とともに、林地台帳整備等を通じた地籍調査や境界明確化、山地保全・森林生態系保全等に係る研究・調査等に係る企画及び技術指導等の業務
- (2) CLT に代表される新たな木材製品の開発と実用化、地域材利活用及び木質バイオマスの利用の促進、サプライチェーンマネジメントの構築等が喫緊の課題となっている中で、研究機関、木材産業分野の事業体等における企画及び技術指導等の業務
- (3) 公的機関及び指定管理者等における専門技術者、技術的知見に基づき政策・制度の意見具申等を行う各種審議会等の委員、及び人材育成に向けた講師等としての業務

2 行政目標達成及び総合評価方式等に対応しての技術士の優先活用等

技術士（森林部門）は、技術者倫理に基づく行動規範を遵守するとともに CPD（継続研鑽）により社会経済の発展の中で新たな技術能力の習得に努めており、以下のような観点から、今後とも技術士（森林部門）の優先的活用方策や配置の義務化等についてご配慮願いたい。

- (1) 補助事業、委託事業の採択に当たっては、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の森林部門技術士の専門性を十分評価され、行政目標の達成に向けて優先的かつ積極的な活用を図ること
- (2) 各種事業の調査・設計及び施工管理等の業務において、品質確保等の観点から総合評価、企画公募等の方式の採用が拡大しており、当該業務における技術士（森林部門）の役割について、その評価段階において積極的に位置づけること

3 技術士試験の受験奨励

森林・林業行政目標の達成や成果品の品質確保、及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るために、広く民間企業・団体等に対しても技術士試験（一次試験を含む）の受験奨励に特段の配慮を頂きたい。

4 継続教育（CPD）の積極的評価

技術士（森林部門）は、公益社団法人日本技術士会が行う「技術士 CPD 活動実績の管理及び活用制度」に基づく技術士（CPD 認定）、あるいは公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センターが行う森林分野 CPD（JAFEE - CPD）認定を通じて、日夜研鑽に努めており、総合評価等による契約方式が拡大しつつある中で、これら CPD に積極的に取り組んでいる技術士について、的確に技術力の評価がなされるよう一層の配慮を頂きたい。

キ 技術士（森林部門）の活用促進

林野庁からの要請に基づき、森林整備等に関する一定の知識を有する林業技術者を市町村が雇用等をして地域林政に役立てる取り組み、いわゆる地域林政アドバイザー制度に基づき、受け入れを希望する市町村リストを会員技術士に提示し、マッチング作業を行うなど技術士森林部門の活用促進に取り組んだ。

ク その他

林野庁が主催する「森ハブ・プラットフォーム」に参加し、森林部門技術士会の活動に関する情報発信を行うとともに、林業イノベーションに関する情報を収集し、会員に提供した。

(4) 会員の状況

ア 正会員の推移

(単位：人)

年度	26	27	28	29	30	R01	R02	R03	R04	R05
会員数	457	477	491	531	532	539	544	547	552	545

注：各年度末であり、令和5年度は新規加入者 15 名、退会者 22 名で、計 7 名の減があった。

イ 選択科目別会員数

(単位：人)

区分	林業・林産	林業	森林土木	林産	森林環境	合計
会員数（5年度末）	21	95	378	42	33	569
会員数（4年度末）	18	101	379	44	32	574
増 減	3	-6	-1	-2	1	-5

注：複数科目の合格者がいるため、選択科目別会員数の合計は、正会員の合計に一致しない。なお、選択科目の重複取得者は 20名。

ウ 令和5年度 森林部門二次試験合格者状況（令和6年3月8日発表）

(単位：人・%)

区分 部門	令和5年度			令和4年度			合格者数累計
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
全部門合計	22,877	2,690	11.8	22,489	2,632	11.7	136,033
森林部門	270	49	18.1	277	44	15.9	1,898
林業・林産	81	17	21.0	75	13	17.3	668
森林土木	144	25	17.4	152	26	16.9	1,095
森林環境	45	7	15.6	48	5	10.4	135

注 1：全部門合格者累計には 20 技術部門及び総合技術監理部門を含み、合格者合計は昭和 33 年度から 5 年度末までである。
出典は（公社）日本技術士会公表資料。

注 2：森林部門の合格者数累計には、森林部門選択科目における複数科目の合格者を含む。なお、森林部門の合格者数合計は当会の記録に基づく。

エ 令和5年度 総合技術監理部門二次試験合格者状況（令和6年3月8日発表）

(単位：人・%)

区分 部門	令和5年度			令和4年度			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
全部門合計	2,618	543	20.7	2,735	501	23.9	
森林部門	18	3	16.7	20	7	35.0	
林業・林産	2	0	0.0	8	4	50.0	
森林土木	16	3	18.8	12	2	16.7	
森林環境	0	0	—	1	1	100.0	

注：出典は（公社）日本技術士会公表資料。

オ 令和5年度 第一次試験合格者状況（令和6年2月26日発表）

(単位：人・%)

区分	受験申込者数	受験者数	合格者数	対受験者合格率
全 部 門	22,717	16,631	6,601	39.7
森 林 部 門	386	281	117	41.6

注：出典は（公社）日本技術士会公表資料。

力 贊助会員

① (公社) 大日本山林会	会 長	永田 信
② 国土防災技術(株)	代表取締役	相川 裕司
③ (公社) 国土緑化推進機構	理事長	濱田 純一
④ 全国森林組合連合会	会 長	中崎 和久
⑤ (一社) 全国林業改良普及協会	会 長	西場 信行
⑥ (一社) 日本森林技術協会	理事長	小島 孝文
⑦ (一財) 日本緑化センター	会 長	加來 正年
⑧ (一社) 日本林業土木連合協会	会 長	新谷 龍一郎
⑨ 日本林道協会	会 長	山口 俊一
⑩ (国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター	所 長	関口 高士
⑪ (一財) 日本森林林業振興会	会 長	沼田 正俊
⑫ (株) 森林テクニクス	代表取締役	喜 力哉
⑬ (株) 森林調査設計事務所	代表取締役	熊野 洋
⑭ (株) 森林土木施設研究所	代表取締役	埋橋 一樹
⑮ アジア航測(株)	代表取締役	富山 仁

干 顧 問

元森林部門技術士会会长
前森林部門技術士会会长

弘中 義夫
根橋 達三

令和5年度収支決算

(1) 収支の部

(単位：円)

区分	予 算	決 算	増 減	備 考
収入の部				
正会員会費	3,288,000	3,282,000	-6,000	会費542名、入会15名
準会員会費	45,000	54,000	9,000	準会員16名、入会金3名
賛助会員	850,000	850,000	0	
小計	4,183,000	4,186,000	3,000	
参加費収入	50,000	126,000	76,000	講演会CPD収入
小計	50,000	126,000	76,000	
利子収入	1,000	29	-971	預金利子
広告収入	330,000	280,000	-50,000	フォレストコンサル4号分
購読収入	168,000	216,000	48,000	購読会員72名分
雑収入	275,000	265,000	-10,000	懇親会
小計	774,000	761,029	-12,971	
当期収入合計	5,007,000	5,073,029	66,029	
前年度繰越金	1,070,000	1,070,198	198	
収入合計	6,077,000	6,143,227	66,227	
支出の部				
会議費				
総会費	375,000	436,297	61,297	懇親会含む
役員会費	200,000	168,000	-32,000	
その他	10,000	4,000	-6,000	
小計	585,000	608,297	23,297	
業務費				
事業費	2,750,000	2,411,434	-338,566	別記内訳
事務費	2,370,000	1,756,245	-613,755	別記内訳
小計	5,120,000	4,167,679	-952,321	
旅費・交通費	250,000	182,320	-67,680	
小計	250,000	182,320	-67,680	
当期支出合計	5,955,000	4,958,296	-996,704	
次年度繰越金	122,000	1,184,931	1,062,931	注：参照
支出合計	6,077,000	6,143,227	66,227	

注 次年度繰越金は、「郵貯銀行」普通196,527円、当座預金126,977円、
「みずほ銀行」普通844,068円、現金17,359円

事業費内訳

区分	金額	備考
フォレストコンサル	印刷費	1,181,224
	原稿料	425,254
	発送費	465,689
	小計	2,072,167
名簿編纂発行費	0	
研究例会（会議室使用料等含む）	95,830	
加盟団体会費	(一社)日本林業協会	50,000
	(公社)森林・自然環境技術 教育研究センター	50,000
	小計	100,000
支部活動支援金	50,000	北海道支部
振込手数料	93,437	
合計	2,411,434	

事務費内訳

区分	金額	備考
部会事務費	0	
通信費	190,769	ネット使用料、メール便等
コピー消耗品費	20,716	資料コピー代、文具等
事務所費	416,760	貸室料
人件費	1,128,000	
合計	1,756,245	

（2）運営基金

運営基金の取り崩しは行わなかった。

（単位：円）

区分	金額
令和5年度期首	1,000,000
令和5年度積立	0
運営基金繰出	0
令和5年度期末	1,000,000

注：運営基金は、郵貯銀行に「定額貯金」として預け入れている。

監 査 報 告

令和6年4月9日

森林部門技術士会

会長 黒川 正美 殿

監 事 高 橋 純 一 

監 事 安 藤 伸 博 

森林部門技術士会の令和5年度の収入、支出等にかかる経理状況について、
城土専務理事立会いの下に監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

以上

第2号議案

令和6年度業務計画及び収支予算

1 令和6年度の業務計画

(1) 部会活動の活発化

我が国の森林・林業政策は、「森林・林業基本計画」等に基づき「2050年カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現」に向けて、国産材供給体制の強化と森林資源の循環利用の確立、「新しい林業」経営モデルの構築、都市部における木材利用の強化をはじめとする木材の安定供給・利用拡大に取り組むとともに、花粉発生源対策の加速化、生物多様性保全の取組の強化、林業のデジタル化・イノベーションの推進等の諸施策を着実に実施することとしている。

一方、令和6年能登半島地震等により被災した治山施設、林道施設等の速やかな復旧等を実施・支援するとともに、間伐の推進等災害に強い森林づくりを推進し、森林の防災・保水機能を発揮することが求められている。

本会としては、このような状況の下で、森林・林業及び林産業の活性化、国土の復旧・復興、そして森林環境の保全に向け、部会活動をより活発化させ森林部門の専門技術者として、提言を行っていくこととする。

(2) (公社)日本技術士会の活動の推進及び連携強化

文部科学省省令改正により、技術士登録簿に「資質向上の取組み状況」欄が新たに設けられることに基づき、(公社)日本技術士会は、新たに技術士CPD活動実績の管理及び技術士の活用制度を開始した。具体的には、その活動実績について「技術士CPD活動実績簿」のホームページへの記載および一定以上のCPD実績が認められる場合には申請により「技術士(CPD認定)」の認定証を発行・証明することとした。

本会としてもこれらの(公社)日本技術士会の活動方針を踏まえ、その活動に積極的に参画し、会員の(公社)日本技術士会への加入促進に努めるとともに、森林部門の技術的特質等に基づく提言・要望等を行っていくこととする。

森林部門技術士会は(公社)日本技術士会森林部会と講演会を共催する等の活動を続けてきており、今後共相互信頼のもとに効果的なCPD講演会等の開催を通じ緊密な連携強化を図り、一層の本会の活動の充実を図ってゆくこととする。

(3) 会員相互の連携の緊密化と広報機能の強化

会員への情報の提供の場であり、広く社会への情報発信の場であるホームページについて見直しを行い、会員の利便性の向上と情報発信の強化を図ることとする。

会誌「フォレストコンサル」は創刊号から最新号174号までをホームページの会員専用ページで会員は閲覧できるようにしているところであるが、会員への情報提供として一定期間経過したものについては、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する電子ジャーナルプラットフォーム(J-STAGE)において公開し、会員の活動成果の活用に寄与することとする。

また、「フォレストコンサル」については会員の幅広い層からの投稿を促すために、今後とも編集部会委員に加え、会長、副会長、専務理事、常務理事及び各分野部会長による拡大編集委員会を活用し広く投稿者の掘り起しきを図ることとする。

さらに、引き続き本年度も森林・林業動向や研究例会の開催等について、同報メールやホームページにより、リアルタイムで会員に情報提供を行い、これら方策より会員相互の連携の緊密化を図ってゆくこととする。

なお、これまで隔年で発行してきた「森林部門技術士会名簿」については、個人情報保護、経費節減の観点から発行は中止することとする。

(4) 技術士継続教育(CPD)の普及指導及び定着

技術士が高等の専門技術者として社会的評価を獲得するため、技術士法において資質向上の責務が課せられており、CPDの実行を通じて技術力の維持・向上、倫理観と品格の向上に努めることが期待されている。

本会としても、会員がCPD制度を的確に理解し、その実行が図られるように引き続き指導普及に当たるとともに、(公社)日本技術士会のCPD及び(公社)森林・自然環境技術教育研究センター(JAFEE)の実施する森林分野CPDの運営にも積極的に参加し、会員の学習機会の充実に努めることとする。

(5) 技術士(森林部門)の活用促進

技術士の幅広い活用について林野庁、都道府県等関係機関への陳情活動を充実するとともに、技術士制度の適正な運用について理解と協力を求めることとする。また、引き続き、「市町村が主体となった森林整備対策」における「地域林政アドバイザー制度」のアドバイザーとしての参画要請や国際協力事業における治山技術者等の派遣要請等について積極的に対応し、活用促進を図ることとする。

(6) 技術士制度のPR及び本会会員の加入促進

本会会員数が減少傾向にあることに鑑み、森林部門技術士会の日常活動やPRを通して、本会への継続加入や新規の加入促進に努めることとする。このため、広く新規合格者、既存の未加入技術士をはじめ、近年合格者が増大している官公庁職員に対しても本会への勧誘に努めることとする。

(7) (公社)森林・自然環境技術教育研究センターとの連携

(公社)森林・自然環境技術教育研究センターにおけるJABEE認定の森林分野における活動に加え、森林保全・管理技術に関する事業やCPDをはじめとする技術者支援活動は、本会にとっても有益な共有基盤となる観点から、今後とも緊密な連携を図ることとする。

2 令和6年度収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区分	本年度	前年度	増減	摘要
会費収入				
正会員	3,280	3,288	-8	正会員 520名、入会 20名 準会員 17名
準会員	51	45	6	
賛助会員	890	850	40	
小計	4,221	4,183	38	
参加費収入				
参加費	100	50	50	研究例会参加費
小計	100	50	50	
雑収入				
利子収入	1	1	0	フォレストコンサル 4号分 購読会員 71人 懇親会
広告収入	290	330	-40	
購読収入	213	168	45	
雑収入	275	275	0	
小計	779	774	5	
運営基金繰入金	0	0	0	
計	5,100	5,007	93	
前年度繰越金	1,185	1,070	115	
合計	6,285	6,077	208	

(2) 支出の部

(単位：千円)

区分	本年度	前年度	増減	摘要
会議費				
総会費	310	375	-65	懇親会含む（会場費節減） 理事会費
役員会費	200	200	0	
その他	10	10	0	
小計	520	585	-65	
業務費				
事業費	3,050	2,750	300	内訳別記
事務費	2,370	2,370	0	
小計	5,420	5,120	300	
旅費・交通費	250	250	0	
当期支出計	6,190	5,955	235	
運営基金積立金	0	0	0	
予備費	95	122	-27	次年度繰越金
合計	6,285	6,077	208	

事業費内訳

区分	金額(千円)	摘要
「フォレストコンサル」発行	2,300	4号分
名簿編纂・発行	0	
会議室使用料(研究例会等)	200	会議室使用料、交通費、講師資料作成費等
ホームページリニューアル	300	
加盟団体会費	50	
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	50	
計	100	
支部活動支援金	50	北海道支部
振込手数料	100	
合計	3,050	

事務費内訳

区分	金額(千円)	摘要
部会事務費	200	50千円×4部会
通信費	200	ネット使用料、メール便、切手等
コピー・消耗品費	50	資料複写、用紙、文具、事務機器経費等
事務所費	420	
人件費	1,500	
合計	2,370	

(3) 運営基金

(単位:千円)

区分	金額
令和6年度期首	1,000
令和6年度積立	0
運営基金繰出	0
令和6年度期末	1,000

森 林 部 門 技 術 士 会 定 款

第1章 総 則

第1条 本会は、森林部門会技術士会と称する。

第2条 本会は、事務局を東京都におく。

第3条 本会は、会員相互の連絡と協力を基調とし、技術士の地位の向上と制度の普及を通じて技術士業務の発展を図り、もって国土の保全・開発と林業・林産の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 会員相互の連絡と協力を密にするための活動
- (2) 会員の技術士業務開発に関する活動
- (3) 会員の技術士業務遂行に関する支援
- (4) 会員の技術を通じての一般社会に対する寄与
- (5) 政府及び公共団体などに対する協力
- (6) 政府及び公共団体などに対する意見の具申
- (7) 会誌の発行
- (8) 調査研究の実施
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員及び会費

第5条 本会の会員は、正会員・準会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、森林部門の技術士及び技術士本試験合格者で、本会に入会の申し込をしたものとする。
- 3 準会員は、森林部門の技術士補及び技術士第1次試験合格者で、本会に入会の申し込をしたものとする。
- 4 賛助会費は、本会の趣旨に賛同し、第6条の会費1口以上を納入する個人又は法人で、本会理事会が入会の承認をしたものとする。

第6条 正会員の会費は、年額6,000円、準会員の会費は、年額3,000円とする。

賛助会員の会費は、年額1口1万円とする。

- 2 前項の会費は、入会当初は入会時に、次年度以降は毎年4月に本会に納入するものとする。
- 3 正会員及び準会員は、入会時に入会金2,000円を納入するものとする。

但し、準会員より正会員になったときは入会金を要しない。

第7条 本会は、必要に応じ支部及び専門部会をおくことができる。

第8条 正会員が本会の目的に反する行為もしくは技術士の品位を失うような行為をしたとき、又は、会員が引き続き2

わたり会費を納めないとときは、理事会の決議により除名することができる。

第3章 役 員

第9条 本会に、次の役員をおき選出は次のとおりとする。

- 会長 1名
副会長 若干名
理事 30名以内
監事 2名

正副会長は理事の互選とし、専務理事及び常務理事は会長が理事のうちから指名する。

第10条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

第11条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。専務理事及び常務理事は、会長の命を受け会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議決定し、会長を補佐して事務の実行に当たる。
- 4 監事は、会の会計を監査する。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じ、会長が補充の必要を認めたときは、会長が理事会の承認を得て補充することができる。

但し、補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第13条 本会は、理事会の承認を得て、顧問、参与をおくことができる。

- 2 顧問、参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを召集する。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じ開催する。
- 4 定例理事会は、毎年1回開催し、理事会は必要に応じ開催する。

第15条 総会においては本定款において別に規定するものほか、次の事項を付議する。

- (1) 業務計画及び予算の決定

- (2) 業務報告及び決算の決定
- (3) 本会定款の改廃
- (4) その他理事会において、総会に付議する必要があると認めた事項

第16条 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 総会の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第17条 理事会は、理事の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 理事会の決議は、出席理事の2分の1以上の賛成をもって決定する。

3 理事会は、次の事項の審議又は処理に当たる。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他運営または活動に関する事項

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

この定款は平成24年4月1日から施行する。

(平成 2年6月29日改正)

(平成 9年6月20日改正)

(平成 14年5月30日改正)

(平成 16年4月26日改正)

(平成 23年4月18日改正)